

8・9神栖市地域福祉計画（第5期）策定業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 業務の目的

現行の神栖市地域福祉計画（第4期）が令和9年度末で終了するため、現計画の評価及び各種計画等との整合性を図り、市民の意見等を踏まえ地域の現状や課題を的確に捉えるとともに、計画策定後の進捗管理に実効性のある「神栖市地域福祉計画（第5期）」を策定することを目的とする。策定にあたっては、包含している「神栖市成年後見制度利用促進計画（第2期）」を含むものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 8・9神栖市地域福祉計画（第5期）策定業務委託
- (2) 業務内容 「8・9神栖市地域福祉計画（第5期）策定業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和10年3月3日（金）まで
- (4) 見積限度額 8,030,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）
金額内訳 令和8年度 4,015,000円
令和9年度 4,015,000円

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。また、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とする。

3 委託者選定方法

企画提案書公募型によるプロポーザル方式により選定。

4 参加資格

- (1) 本業務のプロポーザルに参加する提案者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
 - ① 国又は地方公共団体の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を過去5年以内において、元請として受注した実績を有する者であること。
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく当市の入札参加の制限を受けていない者であること。
 - ③ 公告日現在において神栖市競争入札参加資格者名簿（令和7、8年度）に登載されている者であること。
 - ④ 公告日から受託候補者決定の日までの間、神栖市建設工事及び委託業務等の契約事務に関する規程（平成12年訓令第6号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者及び茨城県の指名停止措置を受けていない者であること。

- ⑤ 市内に営業所を有するものは、市納税義務に対し完納していること。
 - ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
 - ⑦ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
 - ⑧ 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び当市の指示等に柔軟に対応できること。
- (2) 参加に要する費用負担
- 参加に要する提案書の作成や郵送料等のすべての費用は、参加者負担とする。

5 参加表明書の提出

「4 参加資格」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出すること。なお、参加表明書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けないものとする。

(1) 提出書類

参加表明書（様式1）

(2) 提出期限

令和8年8月3日（月）午後3時まで

※郵送の場合は、8月3日（月）の消印まで有効とする

(3) 提出方法

持参、郵送により提出。

※郵送の場合は、一般書留、簡易書留、特定記録郵便に限る。

(4) 提出先

神栖市 福祉部 社会福祉課 社会福祉グループ（担当：松田・小室）

〒314-0121 茨城県神栖市溝口1746番地1 神栖市保健・福祉会館内

電話：0299-90-1138

FAX：0299-93-5002

メール：s-fukushi@city.kamisu.ibaraki.jp

(5) 参加の承認

参加承認の可否については、令和8年8月4日（火）までに、参加表明書に記載の担当者メールアドレスにメールで通知する。

6 質問書と回答

本業務の仕様内容等について質疑がある場合は、次により質問書を提出すること。

- (1) 提出書類 質問書（様式2）
- (2) 提出期限 令和8年7月21日（火）午後3時まで（必着）
- (3) 提出方法 電子メールのみの提出
- (4) 提出先

神栖市 福祉部 社会福祉課 （担当：松田・小室）

〒314-0121 茨城県神栖市溝口1746番地1 神栖市保健・福祉会館内

電話：0299-90-1138

FAX：0299-93-5002

メール：s-fukushi@city.kamisu.ibaraki.jp

- (5) 質問書の回答

質問の内容及び回答は、令和8年7月24日（金）午後5時までに本市ホームページで公表する。なお、質問に対する回答は、本業務の要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。

7 企画提案書等の提出

企画提案書は、次に掲げる事項を記載した書類を提出するものとする。

- (1) 提出書類

- ① 企画提案書表紙（様式3）
- ② 会社概要調書（様式4）
- ③ 業務実績調書（様式5）
- ④ 業務実施体制（様式6）
- ⑤ 配置予定技術者調書（様式7）
- ⑥ 再委託調書（様式8）
- ⑦ 工程表（様式9）
- ⑧ 企画提案書（任意様式）
- ⑨ 見積書（様式10）

- (2) 提案書の形態、部数

- ① 様式自由、A4版・横書き・文字サイズ11ポイント以上、表紙を除いて20ページ以内とする。A3判の資料の折込は可とするが、2ページにカウントする。
- ② 社判押印した正本1部、副本10部を提出

- (3) 提出期限 令和8年8月14日（金）午後5時まで

- (4) 提出先 神栖市 福祉部 社会福祉課 (前記6参照)
- (5) 提出方法 持参又は郵送一般書留、簡易書留、特定記録郵便に限る。
※期限までに提出のない場合は参加を辞退したものとみなす。
- (6) 当市からの疑義照会
企画提案書等の内容について、必要に応じて、疑義の照会等を行うことがある。
- (7) 提案書等の取扱い
 - ① 企画提案書等の提出後において、採用候補者の選定までの間、提出された提案書等に記載された内容の追加及び修正は、原則として認めない。
 - ② 提出された企画提案書等は、一切返却しない。
 - ③ 提出された企画提案書等は、必要に応じて複写する場合がある。
 - ④ 提出された企画提案書は、神栖市情報公開条例(令和5年3月22日条例第2号)に基づく公開請求があった場合は原則として公開の対象となるため、情報公開請求や情報公開請求訴訟によっては、公開する必要がある。したがって、企業秘密など、公開されることにより貴社が不利益を被るおそれがある情報については、極力含まないようにするか、「㊟」マークを付加する等、適切な措置を講じ提出すること。

8 審査方法及び結果通知

審査は、企画提案書等の事前の書類審査(1次審査)とプレゼンテーション(2次審査)により行う。

(1) 審査方法

①書類審査(第1次審査)

企画提案書等の提出が4者以上の場合には、提出された書類について第1次審査を行い、上位3者を選定する。

なお、3者以下の場合、すべてをプレゼンテーション審査対象とする。

②プレゼンテーション審査(第2次審査)

第1次審査に選定された者が企画提案についてプレゼンテーションを行い、その内容等を審査し、審査基準に基づく採点方式で評価し、得点の高い提案者を受託候補者、第2位の提案者を次順位者とする。

(2) プレゼンテーション実施概要

① 実施日 令和8年9月24日(木) 予定

② 開始時間 後日通知する。

※詳細な日時・方法については、別途連絡する。

③ 説明時間等 プレゼンテーション(20分以内)と質疑応答(10分以内)の30分程度とする。

④ 実施方法 本件業務の主任技術者又は担当者が企画提案について説明及び質

疑応答を行うものとする。説明の際の資料は市へ提出した企画提案書のみとし、資料の追加、修正は認めない。

- ⑤ 参加人数 プロジェクト管理者を含め3人までとする。
- ⑥ 使用機器 PCは提案者が持参し、プロジェクター、スクリーンは市が用意する。
- ⑦ その他 市において提案内容等をボイスレコーダー等で記録する。
発表した内容は、契約内容に準じて取り扱い、誠意を持って履行すること。他の事業者の企画提案は傍聴できない。

(3) 審査基準

- 1 組織の体制及び企画提案書の適確性
 - 1) 業務遂行体制の妥当性
 - 2) 本業務を遂行するために必要な知識・経験について
 - 3) 経費内訳の適格性について
 - 4) 個人情報に関する取り組みや対処法について
 - 5) 企画提案書の適確性
- 2 企画提案書の内容
 - 1) 情報収集（法律・国・県）動向を踏まえた提案について
 - 2) 当市の他計画に沿った提案について
 - 3) 意向調査の提案について
 - 4) 当市の現状と課題について
 - 5) 作業工程について
- 3 プレゼンテーション全般
 - 1) プレゼンテーションの分かり易さ
 - 2) 意欲や積極性について

(4) 審査結果の通知

- ①第1次審査結果 令和8年8月18日(火)予定
提案者全員に対し電子メール及び書面（郵送）にて行う。
- ②第2次審査結果 令和8年9月25日（金）予定
提案者全員に対し電子メール及び書面（郵送）にて行う。受託候補者の審査結果のみホームページに掲載する。
- ③その他
審査の経緯及びその内容に関しての問合せには応じない。
また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けられないものとする。

(5) 提案者が1者の場合

審査において、各審査委員の合計点の平均が60点以上であれば、プロポーザル実施要領、仕様書等を満たすと判断し、その提案者を受託候補者として決定する。

なお、60点未満の場合は失格とする。

9 失格事項

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たしていない場合、または要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合。
- (3) 選考の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (5) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合。

10 契約

受託候補者選定後、随意契約の協議を経て、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、採用候補者との協議において合意に至らなかった場合には、採用候補次点者との協議を行うものとする。

契約手続き及び契約書は、神栖市財務規則（昭和58年規則第1号）の定めるところにより行い、また当市は、契約締結後においても受託者に本提案における失格事項、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。成果品の取扱いについては、著作権は当市に帰属する。

11 スケジュール（予定）

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ① 募集要領等のホームページ掲載 | 7月1日（水） |
| ② 質問書の受付期限 | 7月1日（水）から7月21日（火） |
| ③ 質問書の回答 | 7月24日（金） |
| ④ プロポーザル参加表明書の提出期限 | 8月3日（月） |
| ⑤ 提案書等の提出期限 | 8月14日（金） |
| ⑥ 書類審査（1次審査） | 8月17日（月） |
| ⑦ プレゼンテーション審査（2次審査） | 9月24日（木） 予定 |
| ⑧ 審査結果通知 | 9月25日（金） 予定 |
| ⑨ 業務委託契約 | 9月28日（月） 予定 |

12 その他

この要領は、公告した日から適用し、選定された業者との契約を締結した日の翌日に効力を失うものとする。